

市民利用施設の受益と負担の適正化 点検・精査結果

～指定管理期間が27年度末で終了する施設

市政改革プランの考え方に基づき平成25年6月にとりまとめた「市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案)」では、施設サービスの特性等に応じた参考・目安となる受益者負担基準を設定し、実際の受益者負担率が基準を下回っている施設については、指定管理期間の更新時期にあわせて、受益者負担の適正化に向けた取組を進めることとなっている。

今回、平成27年度末で指定管理期間が終了する施設について点検・精査し、基準を下回っている施設の受益と負担の適正化に向けた今後の取組方針を整理した。

☆受益と負担の適正化の点検・精査結果

★効果的・効率的な施設運営に取り組むことで基準を上回ることが見込まれる施設

施設名	象限	受益者負担率		取組の考え方
		負担基準	25年度決算	
中央体育館	II	50%	56.9%	効率的な施設運営に努めたことにより、受益者負担率は基準を上回っている。(参考:23年度の受益者負担率は40.7%) 引き続き、コスト削減や利用促進による収入の確保に努める。

★平成28年度から複合化を行い、効率的な施設運営に取り組むとともに、使用料改定を検討する施設

施設名	象限	受益者負担率		取組の考え方
		負担基準	25年度決算	
クレオ大阪西	IV	100%	74.1%	こども文化センターのクレオ大阪西への移転(28年4月予定)に伴い、複合化による効率的な施設運営に取り組むとともに、引き続きコスト削減や利用率アップに取り組むほか、29年度以降の使用料改定についても検討する。 【28年度に受益者負担率を90%以上(見込)】

★当面利用促進、コスト削減などに取り組む、料金改定については引き続き検討する施設

施設名	象限	受益者負担率		取組の考え方
		負担基準	25年度決算	
大阪プール	II	50%	32.2%	安全対策に係る経費や光熱水費などが増加傾向にあるものの、臨時開館や専用使用枠の拡大等により収入の増加を図るとともに、料金改定やさらなるコスト削減策を検討する。 【28年度に受益者負担率を33%程度(見込)】
芸術創造館	IV	100%	61.3%	効率化による人件費の削減など、コスト削減に取り組んできた。 引き続き、創作活動の活性化に向けた練習室の柔軟な使用など新たな利用促進策に取り組むとともに、料金改定について検討する。 【28年度に受益者負担率を70%程度(見込)】

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

施設名	象限	受益者負担率		取組の考え方
		負担基準	25年度決算	
長居植物園	Ⅱ	50%	40.2%	引き続き、長居公園全体の一体的な指定管理によるスケールメリットを活かしながら、効果的なイベントや臨時開館を行うなど、利用者増やコスト削減に取り組む。 【28年度に受益者負担率を45%程度(見込)】
咲くやこの花館	Ⅱ	50%	(※) 24.0%	28年度より鶴見緑地全体の一体的な指定管理に組み込むことにより、スケールメリットを活かした利用者増やコスト削減に取り組む。 【28年度に受益者負担率を30%程度(見込)】 (※) 管理運営経費に本市が直接経費負担している光熱水費を含めて算出
長居庭球場	Ⅳ	100%	(※) 58.5%	28年度より庭球場の収支を他の競技施設と区別して算出することにより、受益と負担の点検・精査を実施する。 (※) 陸上競技場、第2陸上競技場、球技場、相撲場を含めた収支により算出 (上記各施設については、受益者負担基準50%となっている)

(注) 受益者負担率は、減免なし・減価償却前の数値